

2012年

7月9日から

## 新しい在留管理制度が始まります！

2009年に入国管理法などの法律が改正され、日本に住む外国人の届出の方法・場所などが変わることになりました。

### 主な変更点

付されます。2015年7月

になります。

- 1 お持ちの「外国人登録証明書」に替わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」に変更になります。

なお、「外国人登録証明書」は法施行後も在留カードとみなされ引き続き有効となるので、すぐに切り替える必要はありません。

#### ★中長期在留者の方

「在留カード」が交付され

ます。在留期間、在留資格変更等の在留に係る許可を受けた方に対して、順次、入国管理局で交付されます。

#### ★永住者の方

「在留カード」が交付されます。2015年7月8日までに、入国管理局で手続きをしてください。

★特別永住者の方  
「特別永住者証明書」が交

- 2 外国人住民の方について  
も住民票が作成されます。

対象者は①特別永住者②中長期在留者③一時庇護許可者または仮滞在許可者④出生または国籍喪失による経過滞在者です。

日本人との混合世帯においても世帯全員が記載された住

國人登録証明書の次回確認（切替）申請時期までに次のものを「持参のうえ、役場

- 3 役場の窓口で転出・転入の手続きをする必要があります。  
・居住を移す場合は、まず転出届けをして「転出証明書」の交付を受けた後、「在留カード」または「特別永住者証明書」を持参のうえ、転入地市町村で手続きをしてください。

【申請に必要なもの】  
・写真（16歳以上の方のみ）  
縦4cm横3cmで無帽、正面、無背景のもの  
・旅券（お持ちの方のみ）  
・外国人登録証明書

◆問い合わせ先  
住民生活課  
☎ 0859-54-5210



### くわしくはこちらもご参照ください。

- 新しい在留管理制度（法務省）  
[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)
- 特別永住者の方へ [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_2/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html)
- 住民基本台帳法の適用（総務省）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)
- 総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904

html

- ◆問い合わせ先 住民生活課  
☎ 0859-54-5210  
※住基カード総合情報サイトもありますのでご覧ください。<http://juki-card.com/index.html>

住民基本台帳カード（住基カード）は、大山町から転出すると失効し、転入先の市町村で再度新たに取得の手続きが必要でした。  
しかし、住民基本台帳法の改正で平成24年7月9日から、町外（国外を除く）へ転出される方についても大山町で発行した住民基本カードを継続して使用することができます。  
※継続利用をするには、転入先の市区町村役場で期限内に別途手続きが必要です。  
※電子証明書は対象になります。

### 住基カードの (住民基本台帳カード)

#### 継続利用について